

再エネ価値が適切に評価される環境の整備

2025年9月8日
資源エネルギー庁

御議論いただきたい事項

- 再エネの主力電源化に向けては、FIT制度から自立した形（FIP制度・非FIT/非FIP）での再エネ電源への新規投資・再投資を更に進める必要があるところ、こうした投資を促進していくには、再エネ価値が適切に評価され、取引される環境を整備することが重要である。
- この点に関し、前回会合（6月3日）では、再エネ価値の価格形成や需要喚起に向けた規律のあり方等の観点から、関連する諸制度について幅広く御議論いただいたが（p.3参照）、今回以降の会合では、まずは非化石価値取引市場（非化石証書制度）について御議論いただくこととしたい。
- すなわち、現行の非化石価値取引市場（非化石証書制度）については、これまでの入札で約定価格が下限価格（FIT証書：0.4円/kWh、非FIT証書：0.6円/kWh）に張り付くことが多いなど、様々な課題が指摘されている（前回いただいた御意見については、p.4参照）。
- そこで、本小委員会において、①高度化法第3フェーズ（2026年～2030年）を見据えた短期的な時間軸、②2030年後を見据えた中長期的な時間軸の両面から、再エネ主力電源化を更に進めていくうえでの課題について深掘りし、こうした課題も踏まえ、市場・制度のあり方について、関係審議会（制度検討作業部会等）で御議論いただくこととしてはどうか。
- 具体的には、今回、再エネ発電事業者の事業者団体にヒアリングを実施したうえで、次回以降、ヒアリング結果も踏まえて、上記の課題について整理することとしてはどうか。

（※）なお、再エネ価値の需要喚起に向けた規律の在り方といった他の論点についても、今後の本小委員会において、順次取り扱うこととしたい。

再エネ価値が適切に評価される環境の整備

第74回再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会（2025年6月3日）資料 1 より抜粋
※赤枠は事務局による追記。

再エネ価値が適切に評価される環境の整備

- 今後の再エネ導入に当たっては、FIT制度から自立した形（FIP制度・非FIT/非FIP）での導入を想定している。また、既認定FIT電源についても、「将来的には全ての電源についてFIP移行が望ましい」という政策方針の下、FIP移行を促進するための事業環境整備を強力に推進しているところ。
- こうした中で、再エネ発電事業者が長期安定的に事業を実施するためには、再エネ電源が有する再エネ価値が適切に評価されて取引されることが重要となる。
 - ① 現在、成長志向型カーボンプライシングの制度整備を段階的に発展させているところであり、2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化することとしている。カーボンプライシングは、相対的に再エネ電源のコスト競争力を高める効果があると評価できる。
 - ② 非化石価値取引市場については、約定価格が上限値となっている回もあるが、これまでの多くの入札で、売入札量が買入札量を上回り、約定価格は下限値に張り付いている状況。相対契約の交渉に当たっては、こうした約定価格が実質的な「価格指標」として参照されているとの指摘もある。再エネ電源投資を促進していく観点から、適正な再エネ価値の価格形成のあり方について、どのように考えるか。
 - ③ 省エネ法等に基づき、特定事業者等（原油換算で1,500kl/年以上のエネルギーを使用する事業者等）に非化石電気使用の目標と実績の定期報告（開示は任意）を求めている。こうした規律について、より実効的な仕組みとするには、どのような施策が必要か。
- また、相対取引（個別のPPA）については、欧州の事例も参考としつつ、大規模な再エネ発電事業の実施に伴うリスクを再エネ発電事業者と需要家の間で適切にシェアすることが可能な契約のあり方の検討（モデル条項の提示などを含む。）を進めていくこととしてはどうか。

前回会合（第74回）でいただいた御意見

- 需要家がFIT証書を安価に調達できる状況では、FIPへの移行は困難であるため、証書制度の在り方について議論を深めるべき。
- 現在の再エネFIT証書は追加性がなく価格が低いためグリーンウォッシュを助長するリスクあり。下限値の引き上げ、利用率制限の設定、PPAと追加性のある証書との抱き合わせ等を検討すべき。
- 証書の償却確認の徹底等のRE100の要件も踏まえて、非化石証書の取引を促進する制度の在り方を検討すべき。
- 発電コスト検証委員会では5円/kWhの炭素価格を前提としている一方で、非化石証書は0.6～1.3円/kWhで入手可能。1円前後で入手可能な証書によってスコープ2の削減を主張できるかのような状況は不整合であり、非化石価値は、全体的な炭素の価格制度と整合性をとるべき。本当にスコープ2削減に使用可能な証書の条件というのを、GHGプロトコルなどに準拠して明記していく必要がある。

(参考) 非化石価値取引市場の創設背景と意義

第4回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
(2021年2月3日) 資料7-1より一部を時点更新

2016年：高度化法目標見直し

※エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

□ 非化石電源比率目標 (2030年度)

✓ 小売電気事業者 (大手電力・新電力) : 44%以上 (再エネ + 原子力)

➡ 非化石電源を持たない事業者や取引所取引の割合が高い新規参入者にとっては目標達成は困難

2017年2月：非化石価値取引市場創設を決定

非化石価値取引市場の意義

□ 非化石電源の価値を顕在化し取引可能に。

➡ 小売電気事業者の非化石電源調達目標 (2030年度44%) の達成を後押し

※ 電力需要家にとっては、①消費電力の非化石化や②FIT賦課金の軽減 (FIT非化石証書の売上を活用)、
発電事業者にとっては、③非化石電源の設備投資等への活用などの利点あり。

需要家からの意見を受けた制度見直し

需要家からの主要意見

□ 国際的に認められる非化石価値を少しでも安く調達したい。

□ 需要家が直接非化石証書を購入できるようにしてほしい。

□ 環境価値の由来である発電所のトラッキングができる証書がFIT非化石証書のみとなっている。

2021年11月：再エネ価値取引市場の創設

見直し後の内容

□ 最低価格を1.3円/kWhから0.3円/kWhに大幅に引き下げ。※23年度オークションから0.4円/kWhに変更

□ 需要家・仲介事業者の市場参加が可能に。

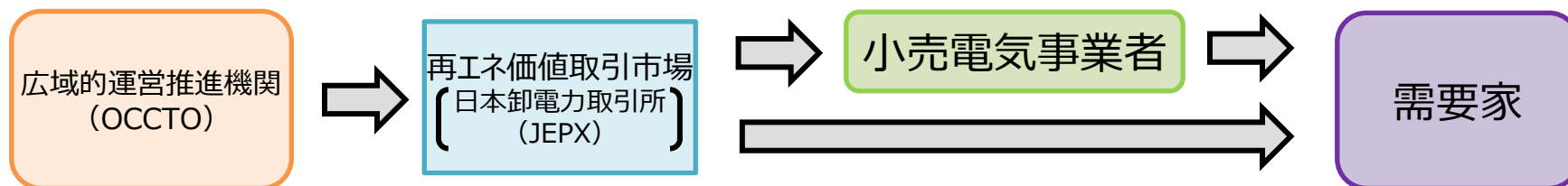
□ すべての証書に対して全量トラッキング化。※24年度オークション分から

(参考) 非化石価値取引市場の全体像

第84回 制度検討作業部会（2023年9月11日）
資料3-2より抜粋

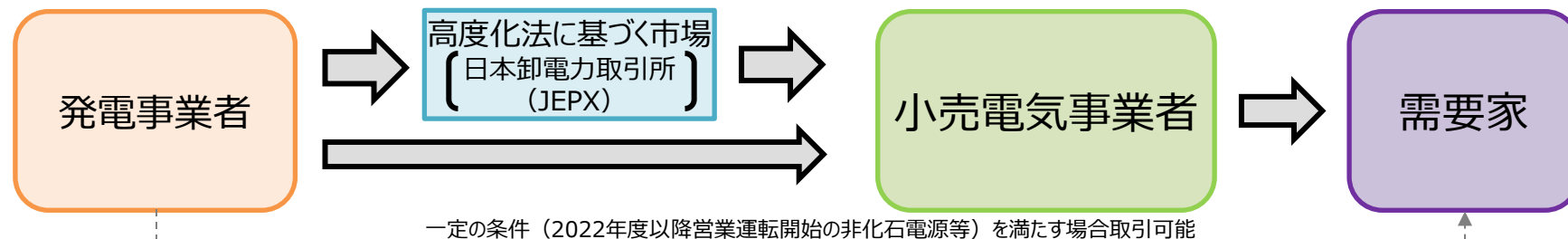
再エネ価値の取引【再エネ価値取引市場】

- RE100等の再エネ電気への需要家ニーズの高まりに対応するため、①需要家の直接購入を可能とし、②価格を引き下げることで、グローバルに通用する形で取引できる市場を2021年11月に創設。
- 小売電気事業者及び需要家が購入可能
- 取引対象は「FIT電源」
- 2021年度から全量トラッキング※。（※RE100へ活用するためには、発電所の位置情報等のトラッキングが行われている必要あり。）



高度化法義務の達成【高度化法義務達成市場】

- 小売電気事業者が購入可能 ※一定の条件を満たす場合は、需要家は発電事業者から非FIT証書を直接取得することが可能。
- 取引対象は「非FIT電源」
- 2024年度から全量トラッキング。



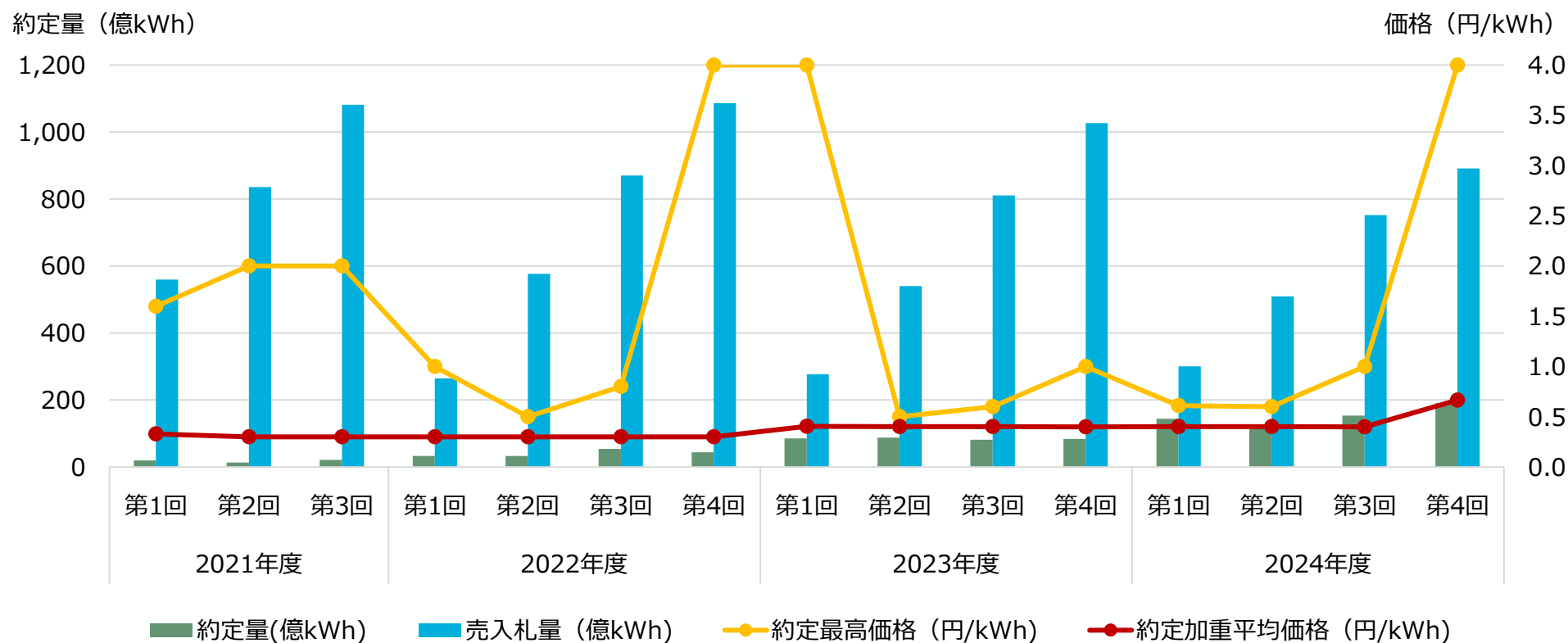
(参考) 非化石証書と非化石価値取引市場の種類

市場	再エネ価値取引市場	高度化法義務達成市場	
証書の種類	FIT証書	非FIT証書 (再エネ指定)	非FIT証書 (再エネ指定なし)
由来する電源	FIT電源	FIP電源、卒FIT電源、非FIT/ 非FIP電源（大型水力、バイオ マス等）	原子力、ごみ発電（廃プラ）、 水素・アンモニア燃料
オークション形式	マルチプライスオークション (買い手であり、小売電気事業者の 入札価格によって決定する方式)	シングルプライスオークション (発電事業者が売り入札、小売電気事業者が買い入札 をした結果、約定価格が1点で決定する方式)	
価格規律等	上限価格：4.0円/kWh 下限価格：0.4円/kWh	上限価格：1.3円/kWh 下限価格：0.6円/kWh 需給バランス：1.05	
証書購入主体	小売電気事業者 需要家 仲介事業者	小売電気事業者	
証書収入の使途	再エネ賦課金の低減	売り入札者（発電事業者）に帰属	

(参考) 再エネ価値取引市場 (FIT証書) の取引状況

- 約定量は着実に増加しているものの、これまで全ての入札で売入札量が約定量を大幅に上回っており、約定加重平均価格は下限価格 (0.4円/kWh) 近辺に張り付いている状況。

再エネ価値取引市場 (FIT証書) 取引量推移



(参考) 高度化法義務達成市場（非FIT証書再エネ指定あり）の取引状況

- 約定価格が上限価格となっている回もあるが、これまで多くの入札で売入札量が買入札量を上回っており、約定価格は下限価格（0.6円/kWh）に張り付いている状況。

高度化法義務達成市場（非FIT再エネ指定あり）取引量推移

